

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

高額レセプトとされる診療報酬請求書の合計点数に係る告示の一部改正について

平成 18 年 9 月 8 日付厚生労働省告示第 490 号で「社会保険診療報酬支払基金法第 16 条第 1 項及び国民健康保険法第 45 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書」が一部改正され、平成 18 年 10 月 1 日から適用されますのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、特別審査に係るレセプト（いわゆる高額レセプト）の基準に関するものであります。従前より、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書については、社会保険診療報酬支払基金法第 16 条第 1 項、国民健康保険法第 45 条第 6 項等の規定に基づき、通常の審査委員会とは異なり特別審査委員会で審査されているところではありますが、今般、当該請求書に係る診療報酬明細書の合計点数が「42 万点」から「40 万点」に改正されるものであります。（添付資料中、新旧対照条文を参照）

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、都道府県医師会宛文書管理システムならびに日本医師会ホームページの「メンバーズルーム」に掲載いたします。

以上

(添付資料)

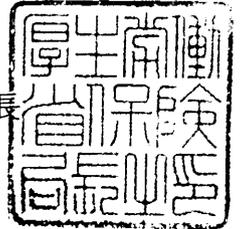
社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正について（平成 18. 9. 8 保発第 0908016 号 厚生労働省保険局長）

※通知内に平成 18 年 9 月 8 日付厚生労働省告示第 490 号を含む

保発第0908016号
平成18年9月8日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長



社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部改正について

標記について、別添のとおり、社会保険診療報酬支払基金理事長、国民健康保険中央会長、都道府県知事、社会保険庁運営部長、社会保険事務局長、健康保険組合理事長及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしくお取りはからい願いたい。

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、老人保健法施行令(昭和五十八年政令第二九十三号。以下「令」といふ)第十四条第六項に該当する者以外のもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第六項に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの

○厚生労働省告示第四百九十号
 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十六条第一項及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第六項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十九年厚生省告示第七十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた診療に係る診療報酬請求書については、なお従前の例による。

平成十八年九月八日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「四十二万点」を「四十万点」に改める。

○農林水産省告示第千二百三十六号
 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第六条第六項の規定に基づき、昭和二十六年六月二十九日農林省告示第二百四十三号(漁港指定)及び昭和三十八年二月十四日農林省告示第五百五十号(漁港を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日
 農林水産大臣 中川 昭一

一 昭和二十六年六月二十九日農林省告示第二百四十三号(漁港指定)の一部を次のように改正する。
 北海道の部宇登呂の項漁港の名称の欄中「宇登呂」を「ウトロ」に改め、同項漁港の区域の欄を次のように改める。

(ウトロ地区)
 次のア点からコ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点 北緯四十四度〇三分五十七秒四二六四
 東経百四十四度五十九分十二秒七六五三

イ点 北緯四十四度〇四分〇二秒〇八六七
 東経百四十四度五十九分〇七秒九八四九

ウ点 北緯四十四度〇四分十五秒八四九九
 東経百四十四度五十八分四十四秒七一九

エ点 北緯四十四度〇四分三十九秒一六五三
 東経百四十四度五十九分三十三秒八七〇一

オ点 北緯四十四度〇四分二十八秒六八五九
 東経百四十四度五十九分五十八秒七七一

カ点 北緯四十四度〇四分二十四秒五六六一
 東経百四十四度五十九分五十七秒五五四七

キ点 北緯四十四度〇四分十九秒三五一一
 東経百四十四度五十九分四十九秒三七二九

ク点 北緯四十四度〇四分十七秒一四二二九
 東経百四十四度五十九分四十四秒二〇八九

ケ点 北緯四十四度〇四分十一秒八七四五
 東経百四十四度五十九分三十九秒六九五

コ点 北緯四十四度〇四分〇三秒〇〇一一
 東経百四十四度五十九分二十九秒五四四

(ウトロ地区)
 水域の欄に規定するエ点からコ点までを順次結んだ線、同欄に規定するオ点、ア点及びイ点を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しよ

○厚生労働省告示第四百八十八号
 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十二条の三第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月八日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

健康保険法施行規則第六十二条の三第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一「医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」といふ)。(第1章第2部第1節入院基本料区分A101の2のイに掲げる入院基本料A、同口に掲げる入院基本料B及び同ハに掲げる入院基本料Cを算定する患者)

二 医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分A109の2のイに掲げる入院基本料A、同口に掲げる入院基本料B及び同ハに掲げる入院基本料Cを算定する患者

三 医科点数表第1章第2部第3節特定入院料区分A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者

四 医科点数表第1章第2部第3節特定入院料区分A316の1に掲げる診療所老人医療管理料を算定する患者

五 医科点数表第1章第2部第4節短期滞在手術基本料区分A400の2に掲げる短期滞在手術基本料を算定する患者

○厚生労働省告示第四百八十九号
 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二条第六項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める疾病を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月八日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病

一 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害

二 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染)を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。

健康保険法施行令第四十二条第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病

一 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害又は先天性血液凝固因子障害

二 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染)を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。

新旧対照条文

◎ 社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項及び国民健康保険法第四十五条第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十九年厚生省告示第七十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が四十万点以上のもの</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が四十二万点以上のもの</p> <p>二・三 (略)</p>